

寒川町介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月14日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第4号

### 寒川町介護保険法施行細則の一部を改正する規則

寒川町介護保険法施行細則(平成25年寒川町規則第18号)の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「高額介護合算療養費等」を「高額医療合算介護サービス費等」に改め、同条第1項中「高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」を「高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」に改め、同条第3項中「高額介護合算療養費等支給(不支給)決定通知書」を「高額医療合算介護(予防)サービス費支給(不支給)決定通知書」に改める。

第3号様式及び第4号様式中「医療保険被保険者証記号番号」を「医療保険被保険者記号番号」に改め、第5号様式、第6号様式及び第15号様式中「被保険者証」を「被保険者記号・番号」に改め、第26号様式中「被保険者証記号」を「被保険者記号」に、「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改める。

第28号様式を次のように改める。

様

寒川町長

## 高額医療合算介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました高額介護合算療養費等支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

|        |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--------|--|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 被保険者氏名 |  | 被保険者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--------|--|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

|                   |       |  |       |       |  |  |
|-------------------|-------|--|-------|-------|--|--|
| 計算対象期間            | 年 月 日 |  | ～     | 年 月 日 |  |  |
| 申請年月日             | 年 月 日 |  | 決定年月日 | 年 月 日 |  |  |
| 計算対象期間中の自己負担額の合計額 | 円     |  | 支給金額  | 円     |  |  |
| 給付の種類             |       |  |       |       |  |  |
| 不支給の理由            |       |  |       |       |  |  |
| 備考                |       |  |       |       |  |  |

| 支払方法      |  |     |         |       |
|-----------|--|-----|---------|-------|
|           |  | 口座払 | 振込予定年月日 | 年 月 日 |
| お持ちいただくもの |  | 振込先 | 金融機関    |       |
|           |  |     | 口座種別    |       |
| 支払場所      |  |     | 口座番号    |       |
| 支払期間      |  |     | 口座名義人   |       |

&lt; 所在地 &gt;

&lt; お問い合わせ先 &gt;

## (審査請求)

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

&lt; お問い合わせ先 &gt;

神奈川県介護保険審査会

〒

代表：

また、審査請求に対する裁決があり、なおこの処分について不服がある時は、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に寒川町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長になります。)提起することができます。この処分についての取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3月を経過していても裁決がない場合、②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要がある場合、③その他決裁を経ないことにつき正当な理由がある場合。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

### (残存用紙の使用)

- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の寒川町介護保険法施行細則の規定により既に調製された様式で用紙が現に残存するものに限り、所要の調整をし、当分の間使用することができる。